

平成 2 8 年

赤平市議会第 3 回定例会会議録（第 3 日）

9 月 1 4 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 0 8 分 閉 会

○議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 議案第 1 2 0 号 赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての委員長報告
日程第 4 議案第 1 2 1 号 赤平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての委員長報告
日程第 5 議案第 1 2 2 号 定住自立圏形成協定の変更についての委員長報告
日程第 6 議案第 1 2 3 号 平成 2 8 年度赤平市一般会計補正予算の委員長報告
追加日程第 1 議案第 1 3 7 号 平成 2 8 年度赤平市一般会計補正予算
追加日程第 2 議案第 1 3 8 号 平成 2 8 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
追加日程第 3 議案第 1 3 9 号 平成 2 8 年度赤平市霊園特別会計補正予算
追加日程第 4 議案第 1 4 0 号 平成 2 8 年度赤平市水道事業会計補正予算

- 日程第 3 議案第 1 2 0 号 赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての委員長報告
日程第 4 議案第 1 2 1 号 赤平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての委員長報告
日程第 5 議案第 1 2 2 号 定住自立圏形成協定の変更についての委員長報告
日程第 6 議案第 1 2 3 号 平成 2 8 年度赤平市一般会計補正予算の委員長報告
追加日程第 1 議案第 1 3 7 号 平成 2 8 年度赤平市一般会計補正予算
追加日程第 2 議案第 1 3 8 号 平成 2 8 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
追加日程第 3 議案第 1 3 9 号 平成 2 8 年度赤平市霊園特別会計補正予算
追加日程第 4 議案第 1 4 0 号 平成 2 8 年度赤平市水道事業会計補正予算

○出席議員 1 0 名

- 1 番 木 村 恵 君
2 番 五十嵐 美 知 君
3 番 植 村 真 美 君
4 番 竹 村 恵 一 君
5 番 若 山 武 信 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告

6番 向井義擴君
 7番 伊藤新一君
 8番 獅畑輝明君
 9番 御家瀬 遵君
 10番 北 市 勲君

○欠席議員 0名

○説 明 員

市 長	菊 島 美 孝 君
教育委員会委員長	山 本 由美子 君
監 査 委 員 會 選挙管理委員会 委 員 長	早 坂 忠 一 君 壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	田 村 元 一 君
副 市 長	伊 藤 嘉 悦 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	下 村 信 磁 君
市 民 生 活 課 長	野 呂 道 洋 君
社 会 福 祉 課 長	井 波 雅 彦 君
介 護 健 康 推 進 課 長	斉 藤 幸 英 君
商 工 労 政 観 光 課 長	林 伸 樹 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上 下 水 道 課 長	杉 本 悌 志 君
会 計 管 理 者 あかびら市立病院 事 務 長	中 西 智 彦 君 永 川 郁 郎 君
教 育 委 員 會	多 田 豊 君
” 学 校 教 育 課 長	尾 堂 裕 之 君
” 社 会 教 育 課 長	蒲 原 英 二 君
監 査 事 務 局 長	大 橋 一 君
選 挙 管 理 委 員 會 事 務 局 長	町 田 秀 一 君
農 業 委 員 會 事 務 局 長	菊 島 美 時 君

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	栗 山 滋 之 君
” 総 務 議 事 担 当 主 幹	野 呂 律 子 君
” 総 務 議 事 係 長	安 原 敬 二 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(北市勲君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番植村議員、7番伊藤議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。
委員長から送付を受けた事件は、4件であります。
本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第3 議案第120号赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、日程第4 議案第121号赤平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第5 議案第122号定住自立圏形成協定の変更について、日程第6 議案第123号平成28年度赤平市一般会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、竹村委員長。

○行政常任委員長(竹村恵一君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

平成28年9月9日に行政常任委員会に付託されました議案第120号赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第121号赤平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正について、議案第122号定住自立圏形成協定の変更について、議案第123号平成28年度赤平市一般会計補正予算、以上4案件について多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成28年9月13日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、議案第120号、第121号、第122号については全会一致をもって原案可決と決定した次第であり、議案第123号については賛成多数をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(北市勲君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番(木村恵君) ただいまの議案第123号平成28年度赤平市一般会計補正予算について修正動議を行いたいと思います。

○議長(北市勲君) 暫時休憩いたします。

(午前10時04分 休 憩)

(午前10時06分 再 開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど質疑なしのときに質疑なしを認めておりませんでしたので、さらにもう一度確認いたします。これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。木村議員。

○1番(木村恵君) ただいまの議案第123号平成28年度赤平市一般会計補正予算について修正動議を行いたいと思います。

○議長(北市勲君) 暫時休憩いたします。

(午前10時06分 休 憩)

(午前10時08分 再 開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第123号に対して木村議員から修正

の動議が提出され、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、動議は成立しております。

よって、これを原案とあわせて議題といたします。

提出者に提案説明を求めます。木村議員。

○1番(木村恵君)〔登壇〕議案第123号平成28年度赤平市一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第115条の3及び赤平市議会会議規則第17条により修正案の提出をいたします。

これより提案の趣旨をご説明いたします。初めに、修正内容について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ1億1,276万5,000円を追加するところを54万6,000円減額し、1億1,221万9,000円として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,541万2,000円とします。

第1表、歳入歳出予算補正は、1、歳入、款18繰越金、項1繰越金の補正額を54万6,000円記載のとおり減額します。

2、歳出、款2総務費、項1総務管理費を15万7,000円、款10教育費、項1教育総務費を38万9,000円それぞれ記載のとおり減額します。

事項別明細書については6ページの目7財産管理費、節12役務費の15万7,000円をゼロ円に、24ページの目2事務局費、節13委託料65万円を26万1,000円にそれぞれ減額します。

次に、減額修正案の提案理由を説明します。今回減額修正提案をした2項目は、赤平幼稚園敷地の分筆に関連した補正内容です。委員会での説明では、隣接企業から譲渡してほしいとの申し出があり、幼稚園側と協議した結果支障がないと確認したため行うものだということでした。しかし、今現在も利用されている赤平幼稚園は、赤平市の教育財産であるとともに、子育て支援施設です。その赤平市民の財産とも言える赤平幼稚園の敷地を切り売りすることを市民に十分な説明をせず、また早急にこのタイミングで行うことには委員会の説明では納得できません。残念ながら認められないということからです。

まず、1つ目は幼稚園側と支障がないことを確認

したといいますが、園児の保護者へは一切説明をしていないまま予算計上をしたことになります。このままでは一般財源になり、幼稚園の敷地でなくなつてから保護者へ説明をすることになり、まさに事後承諾になります。それどころか分筆され、一般財源になってからでは説明する必要さえなくなつてしまいます。

2つ目は、いずれ認定こども園に移行すれば遊休市有地になるため、使用されなくなつてからではなく、需要があるうちに駐車場だけでも活用してもらいたいという、これはまさに保護者の同意を得てから行われるべきことで、全く理由になっていません。もしそれを理由にするのであれば、認定こども園がいつできるのか明確に提示する必要が先にあるのではないのでしょうか。認定こども園の移行の計画が進んでいない今、使用中の幼稚園敷地を切り離すことで残ったグラウンドと園舎敷地の計画性がはっきりしないことにも納得はできません。

もちろん私は赤平市に貢献していただいている全ての企業の産業振興を妨げたくはありません。そして、赤平幼稚園に通っている園児たち、保護者の方々にも不便な思いをしてほしくはありません。今回の件は隣接企業からの話が来てから補正予算の提案まで少なくとも2カ月くらいの期間があったと聞いています。なぜその間に保護者に説明するから、少し待ってもらえないかということ企業側に伺うことができなかつたのでしょうか。その手続を怠った行政の判断は、市民軽視と言わざるを得ません。

今回の補正額は決して大きくはありませんが、今回この補正を認めれば今後もし企業などからの申し出があったとき断れる保証や待ってもらふ保証がなくなります。市民への十分な説明もなく、教育財産を切り売りしてしまうという悪い前例になってしまいます。赤平市は子育て支援に力を入れているといながら、保護者へ説明もなしにこういうことが行われてしまう、そういつて子育て世帯の方々が出流してしまうかもしれません。産業振興も大事、子育て支援も大事です。両方大事に思っているなら、こ

の件は保護者の方々に説明をして、納得してもらえ
るまで少し待ってもらわなければならないのではな
いでしょうか。それもできないというのであれば、
企業産業振興優先と言われても仕方がない、私はこ
う思います。

市議会議員は市民の代表です。ここでしっかりと
判断しなければ、今回だけはとか仕方がない、ある
いは今後はしっかりとやっていく、これでは市政も
議会も停滞してしまいます。私は、時にはぶつかる
ことがあるかもしれませんが、行政も議会も同じ方
向を目指して議論しているものと思っています。そ
れは、市民の方々の暮らしの向上、市民サービスの
向上ではないでしょうか。

そのために私は修正案を提案いたしますので、市
議会議員の皆様、いま一度慎重に判断していただき
たいことを申し上げまして、終わります。

○議長（北市勲君） これより、修正案の質疑に入
ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、原案、修正案について一括討論に入
ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第123号について採決をいたします
が、あらかじめ申し上げます。採決は、木村議員か
らの提出された修正案、次に原案の順に起立により
採決いたします。

最初に、議案第123号に対する木村議員から提出さ
れた修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立少数であります。

よって、木村議員から提出された修正案は否決さ
れました。

次に、原案について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の諸
君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。
暫時休憩いたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

次に、議案120号、第121号、第122号について討論
に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第120号、第121号、第122号につ
いて一括採決をいたします。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。
暫時休憩いたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時42分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

○議長（北市勲君） お諮りいたします。ただいま
市長から議案第137号平成28年度赤平市一般会計補
正予算、議案第138号平成28年度赤平市下水道事業特
別会計補正予算、議案第139号平成28年度赤平市霊園
特別会計補正予算、議案第140号平成28年度赤平市水
道事業会計補正予算が提出されました。この際、こ
れを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第137号平成28年度赤平市一般会計補正予算、議案第138号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、議案第139号平成28年度赤平市霊園特別会計補正予算、議案第140号平成28年度赤平市水道事業会計補正予算を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長(北市勲君) 追加日程第1 議案第137号平成28年度赤平市一般会計補正予算、追加日程第2 議案第138号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、追加日程第3 議案第139号平成28年度赤平市霊園特別会計補正予算、追加日程第4 議案第140号平成28年度赤平市水道事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第137号平成28年度赤平市一般会計補正予算(第5号)につきまして、今回の補正予算に関しましては本年8月20日からの台風11号及び9号の影響による災害復旧費となりますが、比較的被害規模が大きな補助災害に関しましては国及び道との調整が必要であり、このたびは単独災害を中心とした補正予算内容となっておりますが、できるだけ早期に被害箇所を復旧するため追加提案させていただいております。

それでは、提案の趣旨をご説明申し上げます。平成28年度赤平市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,595万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億191万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」

によります。

2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。追加といたしまして災害復旧事業の限度額を7,310万円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款18繰越金として1,285万9,000円の増額であります。今回の補正に伴う歳入不足額を補填するため、平成27年度決算に基づく剰余金の一部を計上するものであります。

款20市債、項1市債、目5災害復旧債、節1公共施設災害復旧債として210万円の増額であります。豊里墓地、茂尻墓地、じん芥処理場並びにエルム高原施設の災害復旧費に充当されるものであります。同じく、節2農業施設災害復旧債として70万円の増額であります。農業施設災害復旧費に充当されるものであります。同じく、節3林道災害復旧債として900万円の増額であります。林道災害復旧費に充当されるものであります。同じく、節4道路橋りょう災害復旧債として3,020万円の増額であります。道路施設災害復旧費に充当されるものであります。同じく、節5河川災害復旧債として3,080万円の増額であります。河川災害復旧費に充当されるものであります。同じく、節6都市施設災害復旧債として30万円の増額であります。赤平公園の災害復旧費に充当されるものであります。なお、これら単独の災害復旧債につきましては、10年のうち2年据え置き償還となり、毎年標準財政収入額に占める災害復旧債の償還額の割合に応じて元利償還金の47.5%から85.5%が普通交付税で措置されることとなります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款3民生費、項4災害救助費、目1災害救助費として21万円の増額であります。東豊里町の避難勧告に基づき、避難所として使用した文京生活館の光熱水費等に相当する費用を文京町内会に謝礼として支払うための報償費として1万2,000円を計

上し、床下浸水に伴う消石灰及び逆性石けん購入の消耗品費として5万7,000円を計上、桜木町の私道の土砂流出による砂利購入の原材料費として14万1,000円を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費につきましては、現行予算内において住吉地区の農業用水路災害復旧工事を行ったことによる災害復旧債の財源補正であります。

10ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目10霊園特別会計繰出金として7万4,000円の増額であります。赤平霊園及び赤平第二霊園ののり面復旧工事に係る災害復旧債の対象外となる端数金額を繰り出すものであります。

12ページをお願いいたします。款15災害復旧費、項1公共施設等災害復旧費として552万2,000円の増額であります。若葉保育所園庭の一部が崩れたことに伴い、園児の安全確保のため災害箇所を仮囲いするための修繕料として7万1,000円を計上し、茂尻栄町1丁目及び2丁目の貸付市有地ののり面を復旧するための市有地災害復旧工事、豊里、茂尻墓地の土砂流出により排水路整備、護岸、のり面整形、土砂撤去するための墓地施設災害復旧工事、じん芥処理場排水路の土砂撤去をするためのじん芥処理場施設災害復旧工事、家族旅行村の道路舗装、エルムの森管理車道、のり面、遊歩道のエルム高原施設災害復旧工事として487万9,000円を計上、じん芥処理場の搬入道路の土砂流出により砂利を購入するための原材料費として9万4,000円、パークゴルフ場のリースの仮設トイレが滅失したことによる補償金として47万8,000円を計上するものであります。

14ページをお願いいたします。同じく、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業施設災害復旧費として392万8,000円の増額であります。住吉地区の護岸崩落による復旧工事及び農産物加工実習センターのり面の復旧工事費を計上するものであります。

同じく、目2林道災害復旧費として1,397万2,000円の増額であります。赤間の沢線の復旧工事に係

る現況調査測量委託料として97万2,000円を計上し、赤間の沢線ののり面復旧工事として1,300万円を計上するものであります。

16ページをお願いいたします。同じく、項3公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費として3,020万5,000円の増額であります。吉川線、山手美園通、住友本通の土砂堆積による側溝及び路面清掃に伴う車両その他借上料として40万5,000円、吉川線ほか11路線の路面、路肩、のり面等の復旧工事及び左大谷沢3号橋ほか2橋の橋梁下部破損箇所復旧工事費として2,630万円、小塚線ほか9路線の路面復旧に必要な原材料費として350万円を計上するもので、道路橋りょう災害復旧債3,020万円が充当されます。

同じく、目2河川災害復旧費として3,114万8,000円の増額であります。災害対応業務に係る排水機場運転操作員の時間外勤務の賃金として34万8,000円、滝の川ほか6河川の復旧工事に係る現況調査測量委託料として1,600万円、ポンクラ川ほか5河川の復旧工事費として1,480万円を計上するもので、河川災害復旧債3,080万円が充当されます。

同じく、目3都市計画施設災害復旧費として90万円の増額であります。西文京緑地、中央河岸花壇広場、住友河畔広場から洪水時撤去計画に基づき撤去したトイレ、サッカーゴールの車両借り上げ料として40万円、赤平公園の園路のり面復旧工事費として50万円を計上するもので、都市施設災害復旧債30万円が充当されます。

次に、議案第138号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,443万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正ですが、追加といたしまして災害復旧事業の限度額を440万円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款7市債、項1市債、目2災害復旧債として440万円の増額であります。下水道施設災害復旧費に充当されるものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款5災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1下水道施設災害復旧費として440万円の増額であります。若葉保育所園庭横の雨水用排水路のり面崩壊による現況調査測量委託料として40万円、災害復旧工事費として400万円を計上するもので、全額災害復旧債が充当されるものであります。

次に、議案第139号平成28年度赤平市霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の霊園特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ521万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正ですが、追加といたしまして災害復旧事業の限度額を40万円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であり

ますが、款2繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金として7万4,000円の増額であります。災害復旧工事の一部を一般会計から繰り入れるものであります。

款4市債、項1市債、目1災害復旧債として40万円の増額であります。災害復旧工事費に充当されるものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1霊園費、項1霊園総務費、目1一般管理費として47万4,000円の増額であります。赤平霊園及び赤平第二霊園ののり面の復旧工事費を計上するものであります。

次に、議案第140号平成28年度赤平市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成28年度赤平市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。支出の第1款水道事業費用の補正予定額を1,626万8,000円増額し、3億2,576万9,000円といたします。

2ページをお願いいたします。予算実施計画の収益的支出につきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費として125万1,000円の増額であります。今後の災害に備え、給水活動に使用する給水袋の備蓄数をふやすものであります。

同じく、項3特別損失、目3災害による損失として1,501万7,000円の増額であります。このたびの大雨災害による一連の損失額であります。内訳としましては、取水場のポンプ修繕料及び復旧作業費として676万7,000円、給水活動費として825万円を計上するものであります。

3ページは予定キャッシュフロー計算書、4ページからは予定貸借対照表ですが、説明を省略させていただきます。

以上、議案第137号から140号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） 若干確認も含めて質疑をさせていただきますか。

4ページと5ページにわたりまして説明がございましたところでございますけれども、都市施設の災害復旧債で30万ということで、赤平公園の復旧ということで説明がございましたけれども、この詳細を教えてくださいということ、まず7ページになりますけれども、災害救助費の関係で14万1,000円ということで、私道の砂利に14万1,000円ということですが、これはどこの箇所が使われたのかを教えてくださいということ、あと赤平市水道事業会計でございますが、ただいま支出の部分の中で、2ページの中で説明もありましたけれども、備蓄数をふやすということでありましたけれども、この内容、どれくらいふやして、どこに設置をするかということを変更して教えてくださいかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 赤平公園の復旧工事に関する起債の関係でございますが、復旧工事費50万円でございますが、そのうち起債対象になるのり面等の復旧、それに該当するものということで30万円ほど計上しております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 6ページ、7ページの災害救助費の16、原材料14万1,000円の箇所ですが、提案説明にもありまして、桜木町の私道でありまして、4丁目にあります私道が土砂流出によりまして砂利を購入した、この原材料であります。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 失礼いたしました。私今シドウと読みましたが、こちらは私道ということでよろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（杉本悌志君） 水道事業会計の2ページの件でございますが、今現在6リッターの給水袋を用意してまして、これに対して今回3,000袋追加ということで浄水場に保管しようと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 再度確認させていただきたいのですが、先ほどの災害救助費の中の私道の関係でございますが、それは市道ではなくて、私道の場合でも砂利の災害復旧費として適用になるのかどうかという、その見解の部分を確認させていただきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） こちらの私道につきましては、複数の住民が利用しておりまして、今回は災害によりかなり甚大な被害を受けたということで、こちらは予算を計上して、やるということでございますが、財源につきましてはこちら一般財源ということでやりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 水道の会計なのでございますけれども、2ページ、先ほど説明ありましたが、取水場のポンプ修繕と復旧作業で総額で言われたと思うのですが、ポンプの修繕費だけは幾らかわかりますか。

○議長（北市勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（杉本悌志君） ポンプの修繕費につきましては、243万円で計上しております。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第137号、第138号、第139号、第140号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第137号、第138号、第139号、第140号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第137号、第138号、第139号、第140号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(北市勲君) お諮りいたします。

委員会審査のため、あす15日から20日までの6日間休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、あす15日から20日までの6日間休会することに決しました。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時08分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)